

## 避難行動要支援者避難支援計画 Q &amp; A

令和 3 年 9 月改正

## 1) なぜ、この制度ができたのか？

- A) 平成 23 年に起きた東日本大震災において、被災地全体の死亡者のうち、65 歳以上の高齢者の死亡者は 6 割を占め、障がい者の死亡率は、被災住民全体の死亡率の約 2 倍でした。また、消防署、消防団、民生委員などの支援者も多く犠牲になりました。

この教訓を踏まえ、平成 25 年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した、実効性のある避難支援がなされるよう、名簿の作成が義務化されました。

## 2) 名簿の活用方法は？

- A) 市の避難支援体制整備等に活用します。また、外部提供に同意いただいた方の名簿につきましては、※避難支援等関係者に提供され、災害発生時の避難支援等に活用されます。

※避難支援等関係者（自主防災組織、町内会等、民生委員、社会福祉協議会、警察、消防など）

## 3) 名簿の提供先は？

- A) 平時の取り組みといたしまして、外部提供に同意いただいた方の名簿のみ、避難支援等関係者に提供します。

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、生命及び身体を災害から保護する必要があると認める場合には、本人の同意の有無に関わらず、対象者名簿を安否確認や避難支援に活用できるようになっております。

## 4) 個人情報を守られるのか？

- A) 災害対策基本法 49 条の 13 条に秘密保持義務が定められており、名簿を取り扱う避難支援等関係者は、避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならないとされております。

そのため、支援計画にご協力をいただく団体には、お手数となりますが「名簿受領兼誓約書」をご提出いただくこととなります。

**5) 避難行動要支援者の支援は、行政がやるべき仕事ではないのか？**

- A) 行政も状況の把握、避難支援や災害救助を行います。電源や通信機能が途絶えた状態の場合、地域の方による状況の把握や避難支援を行う方が、迅速に対応することが可能ではないかと考えております。

**6) 自主防災組織や町内会等は何をすればよいのか？**

- A) 名簿に記載されている方を訪問し、状況を確認するとともに、その方の近所で避難支援者になってくれる人を探してください。迅速に避難するためには、ご近所に住む方からの支援が重要です。そのような方がいらっしゃいましたら、橋渡しを行っていただき、本人の同意を得た上で、避難支援者として個別計画に記載してください。

**7) 避難支援者は誰がなるのか？**

- A) 迅速な避難を行うためには、支援を必要とする人のご近所の方に、避難支援を担っていただくことが理想です。平時からも見守り等の活動において、互いにコミュニケーションをとっていただき、地域の中でのつながりを強めていただきたいと思います。

**8) 名簿の提供に同意したら必ず助けてもらえるのか？**

(支援を受ける側)

- A) 大規模災害では、避難支援者も被災する場合がありますし、危険な状況下で支援を行うことができない場合もございます。そのため、必ず避難支援が受けられるとは限りません。

支援を希望されている方も、常に自分の身は自分で守るという認識を持っていただき、日頃から自宅の防災対策をしたり、周囲の方と積極的にコミュニケーションをとるなどを心がけてください。

日頃のお付き合いを通じて、「自分がこの場所に住んでいる」ということを、近所の方々に分かっていただくことが、迅速な避難の第一歩となります。

**9) 避難支援者（支援する側）には義務や責任があるのか？**

**必ず、助けなければならないのか**

- A) 避難支援者は、あくまでも善意と地域の支えあいの精神に基づいて支援を行うものですので、災害時に避難支援ができない場合に責任が発生するものではありません。

避難支援者は、ご自身やご家族の安全を確保した上で、できる範囲でのご協力をお願いします。

**10) 避難支援者（支援する側）で対応が困難な場合は？**

- A) 被災場所の状況や、支援者の人数不足などで支援できない場合もございます。決して無理な状況下での避難支援は行わないでください。

そのような場合には、市の災害対策本部、消防、警察にご連絡いただき、救助要請をお願いします。

**11) 個別計画どおりに避難できない場合はどうなるのか？**

- A) 予定した避難とは異なったとしても、個別計画書には、個人の身体状況や留意すべき事項などが記載されており、避難する上で役に立つ情報が記載されておりますので、参考としてください。

まずは安全な場所に避難していただくことが重要となります。

**12) 避難行動要支援計画の実績や結果はどのようにだされるのか？**

- A) 避難支援はあくまでも善意により行われるもので、強制ではございませんが、これを機に「顔の見える関係づくり」を行っていただき、地域の防災力の向上につなげていただきたいと思います。

日頃のつながりの中で、一人でも多くの避難行動要支援者の生命や身体を守ることにつながるよう、長期にわたり取り組んでいただきますようお願いいたします。

**13) 個別計画の作成は必ず行うのか？**

- A) 令和3年5月20日に災害対策基本法が改正され、「避難支援等を実施するための計画を作成するよう努めなければならない」と努力義務化されました。

個別計画作成については、要支援者本人が作成について拒否しない限り、避難行動を取る上で有益になる情報が掲載されるため、可能な限りの作成をお願いするものです。

14) 要件に該当せず名簿に記載はないが、支援が必要な方を見つけたらどうしたらよいのか？

A) ご本人様からの手上げ方式で名簿に記載することになります。

ご本人に市役所へ連絡するようお願いいただくか、本人の了承を得て、市役所までご連絡ください。

15) 要支援者が自主防災組織や町内会等に参加していない場合は、どのように支援するのか？

A) 避難支援はあくまで、善意による行為であり、すぐに避難支援を行える方はご近所の方々ですので、支援を望む方は、日頃から隣近所や周辺の方々と積極的にコミュニケーションを図っていただくようお願いいたします。

また、町内会・自治会への加入・未加入に関わらず、地域の皆様による支援をお願いいたします。

なお、地域による支援が見込めない方については、公的機関が救助を実施することになります。

16) 個別計画作成する際、要支援者の方と面識がなく、訪問することに不安がある

A) 要支援者の方が高齢者の場合には、民生委員と面識がある可能性がありますので、担当地区の民生委員に相談しながら進めていただくのも一つの方法です。

17) 訪問した際に、どのような説明をしたらよいか？

A) 「避難に支援を必要とする方に対し、地域で支援を行うために、印西市から提供を受けた避難行動要支援者名簿を基に訪問した。」と伝えてください。

**18) 何度も訪問したが、要支援者が不在で連絡が取れない**

- A) ポストにお手紙やチラシを投函するなどして、訪問したことを知らせてください。連絡先を付記し、連絡が来るのを待って対応する方法が考えられます。

**19) 避難支援の補償制度はあるか**

- A) 避難支援に従事したことにより、死亡、負傷、疾病、障害等の状態になった場合は、「緊急の必要性」と「市からの従事要請」の要件が満たされれば、災害対策基本法第65条第1項、第84条第1項に基づき損害補償の対象となります。

災害時には、危険な状況下における避難支援は控えていただき、市の災害対策本部、消防、警察に救助要請を行ってください。

支援を受ける方は補償制度の対象にはなりません。

**20) 避難行動要支援者同意者名簿受領後に実施する、避難支援等関係者による要支援者の状況調査について、状況調査票の作成・提出を省略できるか？**

- A) 状況調査の際に、明らかに個別計画の作成が必要であると判断した場合は、状況調査票の作成や提出を経ずに、個別計画の作成に取り掛かっていただくことも可能です。（個別計画の作成の要否について判断に迷われる場合は、状況調査票を作成したうえで市にご相談ください。また、明らかに避難支援の必要がなく、個別計画の作成も必要ないと判断した場合は、要支援者本人の同意を得たうえで状況調査票下部のメモ欄にその旨を記載し、市に提出してください）

**21) 災害の際は支援を必要としており、要支援者名簿へ掲載する同意はしたが、その後、行政、町内会等からの連絡がない。**

- A) 現時点において、地域の実情により個別計画作成に着手できていない町内会等もございます。また、町内会等が設立されていない地域もあり、個別計画作成まで進んでいない場合もございます。

要支援者名簿への掲載はされておりますので、災害の際は名簿に基づき、災害対策本部（印西市）が安否確認や避難支援要請を実施します。

**22) 上記のような個別計画に着手できていない地域や町内会等がない地域への市の対応について**

- A) 個別計画作成に着手できていない町内会等に対しましては、計画概要を説明し、名簿の受領・個別計画の作成を依頼しています。町内会等が設立されていない地域につきましては、対応できる仕組みを検討しているところです。

**23) 避難行動要支援者の状況調査や個別計画の作成が困難な場合はどのようにしたらよいのか。**

- A) 様々な事情によって、状況調査や個別計画の作成が困難な自主防災組織や町内会等は、資料として同意者名簿を受領・保管し、大規模災害発生時の安否確認や避難支援に活用していただくことで、地域の人的被害を減少させることができます。